

第2号議案

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月八日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項中「、古後小学校」を削り、同款の中津市の項中「深水小学校」の下に「、津民小学校」を加え、同款の日田市の項中「小野小学校、前津江小学校、」を削り、同款の竹田市の項中「白丹小学校」を「菅生小学校、白丹小学校、都野小学校」に改め、同款に次のように加える。

国東市 国見小学校

別表第一の小学校の部の第二級学校の款の玖珠郡の項中「日出生小学校」の下に「、古後小学校」を加え、同款の日田市の項中「津江小学校」を「前津江小学校、津江小学校」に改め、同部のへき地学校に準ずる学校の款の別府市の項及び中津市の項を削り、同款の佐伯市の項中「米水津小学校」を「本匠小学校、米水津小学校」に改め、同款の竹田市の項中「菅生小学校、都野小学校」を「久住小学校」に改め、同表の中学校の部の第一級学校の款の日田市の項中「前津江中学校、」を削り、同款の竹田市の項中「直入中学校」を「久住中学校、都野中学校、直入中学校」に改め、同款に次のように加える。

国東市 国見中学校

別表第一の中学校の部の第二級学校の款の日田市の項中「津江中学校」を「前津江中学校、津江中学校」に改め、同部のへき地学校に準ずる学校の款を次のように改める。
へき地学校に準ずる学校

佐伯市 本匠中学校

別表第二の小学校の部を次のように改める。

小学校の部

日田市 小野小学校

別表第二の中学校の部の佐伯市の項中「本匠中学校、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の職員のへき地手当等の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)に基づくへき地手当の月額が施行日の前日におけるへき地手当の月額(以下「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるもの(改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。)に係るへき地学校、へき地学校に準ずる学校及び職員のへき地手当等に関する条例(昭和三十五年大分県条例第五号)第五条第一項に規定する特別の地域に所在する学校の指定並びにへき地手当の支給割合については、改正後の規則別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合(当該学校の移転があった場合を除く。)においては、なお従前の例による。この場合において、当該職員に支給するへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額を超えるときは、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額を支給する。

提案理由

へき地教育振興法施行規則(昭和三十四年文部省令第二十一号)第十三条第一項の規定に基づきへき地等学校の指定を見直すとともに、学校の統廃合に伴いへき地手当等の支給対象校を追加する必要があるので提案する。

○職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第四条（略）</p>	<p>第一条～第四条（略）</p>
<p>別表第一（第二条関係）</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p>
<p>小学校の部</p>	<p>小学校の部</p>
<p>第一級学校</p>	<p>第一級学校</p>
<p>東国東郡 姫島小学校</p>	<p>東国東郡 姫島小学校</p>
<p>玖珠郡 飯田小学校、春日小学校</p>	<p>玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校</p>
<p>中津市 深水小学校、津民小学校</p>	<p>中津市 深水小学校、前津江小学校、いつま小学校</p>
<p>日田市 直川小学校</p>	<p>日田市 小野小学校、直川小学校、いつま小学校</p>
<p>佐伯市 菅生小学校、白丹小学校、都野小学校、直入小学校</p>	<p>佐伯市 直川小学校、白丹小学校、直入小学校</p>
<p>竹田市 大田小学校</p>	<p>竹田市 大田小学校</p>
<p>杵築市 南院内小学校</p>	<p>杵築市 大田小学校</p>
<p>宇佐市 塚原小学校</p>	<p>宇佐市 南院内小学校</p>
<p>由布市 国見小学校</p>	<p>由布市 塚原小学校</p>
<p>第二級学校</p>	<p>第二級学校</p>
<p>玖珠郡 森中央小学校相之迫分校、日出生小学校、古後小学校</p>	<p>玖珠郡 森中央小学校相之迫分校、日出生小学校</p>
<p>日田市 前津江小学校、津江小学校</p>	<p>日田市 津江小学校</p>
<p>佐伯市 宇目緑豊小学校、蒲江翔南小学校</p>	<p>佐伯市 宇目緑豊小学校、蒲江翔南小学校</p>
<p>津久見市 越智小学校、保戸島小学校</p>	<p>津久見市 越智小学校、保戸島小学校</p>
<p>宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校</p>	<p>宇佐市 南院内小学校羽馬礼分校、院内中部小学校上院内分校、深見小学校</p>
<p>福貴野分校</p>	<p>福貴野分校</p>
<p>第三級学校</p>	<p>第三級学校</p>
<p>玖珠郡 日出生小学校小野原分校</p>	<p>玖珠郡 日出生小学校小野原分校</p>
<p>佐伯市 大島小学校</p>	<p>佐伯市 大島小学校</p>
<p>第四級学校</p>	<p>第四級学校</p>
<p>佐伯市 蒲江翔南小学校深島分校</p>	<p>佐伯市 蒲江翔南小学校深島分校</p>

第五級学校

津久見市 無垢島小学校

へき地学校に準ずる学校

佐伯市 本匠小学校、米水津小学校
津久見市 長目小学校
竹田市 久住小学校

中学校の部

第一級学校

東国東郡 姫島中学校
日田市 五馬中学校
佐伯市 直川中学校
竹田市 久住中学校、都野中学校、直入中学校
国東市 国見中学校

第二級学校

日田市 前津江中学校、津江中学校
佐伯市 宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校
津久見市 四浦東中学校、保戸島中学校

第三級学校

佐伯市 大島中学校、深島中学校

第五級学校

津久見市 無垢島中学校

へき地学校に準ずる学校

佐伯市 本匠中学校

別表第二（第四条関係）

第五級学校

津久見市 無垢島小学校

へき地学校に準ずる学校

別府市 東山小学校
中津市 津民小学校
佐伯市 米水津小学校
津久見市 長目小学校
竹田市 菅生小学校、都野小学校

中学校の部

第一級学校

東国東郡 姫島中学校
日田市 前津江中学校、五馬中学校
佐伯市 直川中学校
竹田市 直入中学校

第二級学校

日田市 津江中学校
佐伯市 宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校
津久見市 四浦東中学校、保戸島中学校

第三級学校

佐伯市 大島中学校、深島中学校

第五級学校

津久見市 無垢島中学校

へき地学校に準ずる学校

別府市 東山中学校

竹田市 久住中学校、都野中学校

別表第二（第四条関係）

特別の地域に所在する学校

小学校の部

日田市 小野小学校

中学校の部

佐伯市 米水津中学校

特別の地域に所在する学校

小学校の部

佐伯市 本匠小学校

中学校の部

佐伯市 本匠中学校、米水津中学校

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

1 へき地手当制度の概要

(1) 制度の趣旨

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校、中学校及び義務教育学校等（以下「へき地等学校」という。）に勤務する教職員の精神的負担や生活不便に給与上対処し、へき地教育に優秀な人材を確保するため、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）の規定に基づき設けられたものである。

(2) へき地等学校の指定

本県のへき地等学校は、へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号。以下「省令」という。）で定める基準に準拠して、各学校における交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件からへき地度を算定し、その点数に応じて級別に指定している。

※ 省令で定める基準は、従来「従うべき基準」とされていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）（第1次一括法）により、平成24年4月1日から「参酌すべき基準」に改められた。

(3) 級別区分及び支給率

級 地	点 数	へき地手当支給率			へき地手当に準ずる手当
		～平成18年度	平成19年度	平成20年度～	
へき地 学 校	第1級学校	45～79	8%	6%	【支給要件】へき地等学校への異動に伴い住居を移転した場合（条例5条1項） 【支給期間】3年間（当該学校に引き続き勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあっては6年間）（条例5条2項） 【支給率】5年間は4%、6年目は2%（条例5条3項）
	第2級学校	80～119	12%	9%	
	第3級学校	120～159	16%	14%	
	第4級学校	160～199	20%	18%	
	第5級学校	200～	25%	23%	
へき地学校に準ずる学校		35～44	4%	3%	2%
特別地域学校		30～34	—		

※ 平成18年度までは、改正前の省令で定められた支給率としていた。

(4) へき地手当等の支給

へき地等学校に勤務する教職員には「へき地手当」を、へき地等学校への異動に伴い住居を移転した教職員には併せて「へき地手当に準ずる手当」を支給

【支給月額 = (給料 + 扶養手当) × 級地別支給率】

※ 平成15年の省令改正により、国の基準は上限額（率）のみを規定しているが、平成24年4月1日からはこの基準も「参酌すべき基準」とされている。

(5) 指定の見直し

へき地等学校の指定の見直しは、省令ではおおむね6年ごとに（学校の新設、統廃合若しくは移転があった場合又はへき地条件に著しい変更があった場合には、その都度）行うものとしており、下記ア及びイの項目に照らし算定した点数を用いる。

※ 直近の指定の見直しは、平成28年4月1日に実施

【参考】へき地等学校の指定基準（省令第3～7条）

へき地等学校は、各学校における交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件からへき地度を算定し（基準点数+調整点数）、その点数に応じて級別に指定する。

ア 基準点数

(ア) 基準点数の項目

陸 地 用	島 用
① 駅又は停留所までの距離	① 本土からの月間の定期航行の回数 ② 本土からの海上距離 ③ 船着場までの距離

陸 地 用 ・ 島 用 共 通	
① 旧総合病院までの距離	⑥ 市町村教育委員会までの距離
② 病院までの距離	⑦ 金融機関までの距離
③ 診療所までの距離	⑧ スーパーマーケットまでの距離
④ 高等学校までの距離	⑨ 市の中心地までの距離
⑤ 郵便局までの距離	⑩ 県庁所在地までの距離

(イ) 基準点数の補正

上記(ア)の基準点数を算定する場合において、各要素に至る交通条件、自然条件が、通常の場合に比較して著しく相違する事情にあるときは、それだけへき地性の度合いが高くなるものと考えられるため、次の場合には、基準点数に一定の点数を加える。

- | |
|------------------------------------|
| ① 交通機関のない部分の自然的条件による交通困難補正 |
| ② 交通機関の運行回数補正（運行回数が少ない場合） |
| ③ 交通機関の自然的条件による運休日数補正 |
| ④ 当該学校から最近の「駅又は停留所」が自然条件により閉鎖される場合 |

※ ①、③及び④については、本県は該当校なし

イ 調整点数（調整点数の項目）

基準点数だけでは把握しがたいへき地条件に対して一定の特別配点を行うもの

① 飲料水の供給状況（加点）	⑥ 携帯電話の利用環境（加点）
② 不健康地（加点）	⑦ 教員数（加点）
③ 遠距離通学児童生徒の率（加点）	⑧ 本校までの距離（加点）
④ 図書館等までの距離（加点）	⑨ 都市近郊調整（減点）
⑤ プラウド・バンドの利用環境（加点）	

※ ②については、本県は該当なし

2 改正理由

省令第13条第1項の規定に基づきへき地等学校の指定を見直すとともに、県内公立小学校の統廃合に伴いへき地手当等の支給対象校を新たに追加する必要があるため

○へき地教育振興法施行規則
(指定の見直し等)

第13条 第3条及び第10条の規定に基づく指定は、おおむね6年ごとに、当該学校又は共同調理場について算定された合計点数により行うものとする。ただし、学校又は共同調理場の新設、統廃若しくは移転があつた場合又はへき地条件に著しい変更があつた場合には、当該学校又は共同調理場について、その都度、行うものとする。

2～3 (略)

3 改正内容（級地指定の見直し等）

規則の別表第1及び別表第2について、上記1(5)の項目により算定した点数に基づき、別紙「級地指定の見直し等学校一覧」の1に掲げる小学校及び中学校（15校）については級地指定の見直しを、2に掲げる小学校（1校）については新規指定を行う。

4 施行期日

令和4年4月1日

別紙「級地指定の見直し等学校一覧」

1 級地指定の見直し

(1) 級地の上がる学校 (12校)

校種	学 校 名	新級地	現級地 → 新級地
小 学 校	玖珠町立 ^{こご} 古後小学校	2級地	1級地 → 2級地
	中津市立 ^{つたみ} 津民小学校	1級地	準級地 → 1級地
	日田市立 ^{まえつえ} 前津江小学校	2級地	1級地 → 2級地
	佐伯市立 ^{ほんじょう} 本匠小学校	準級地	特別地域 → 準級地
	竹田市立 ^{すごう} 菅生小学校	1級地	準級地 → 1級地
	竹田市立 ^{くじゅう} 久住小学校	準級地	無級地 → 準級地
	竹田市立 ^{みやこの} 都野小学校	1級地	準級地 → 1級地
中 学 校	日田市立 ^{まえつえ} 前津江中学校	2級地	1級地 → 2級地
	佐伯市立 ^{ほんじょう} 本匠中学校	準級地	特別地域 → 準級地
	竹田市立 ^{くじゅう} 久住中学校	1級地	準級地 → 1級地
	竹田市立 ^{みやこの} 都野中学校	1級地	準級地 → 1級地
	国東市立 ^{くにみ} 国見中学校	1級地	無級地 → 1級地

(2) 級地の下がる学校 (3校)

校種	学 校 名	新級地	現級地 → 新級地
小 学 校	別府市立 ^{ひがしやま} 東山小学校	無級地	準級地 → 無級地
	日田市立 ^{おの} 小野小学校	特別地域	1級地 → 特別地域
中 学 校	別府市立 ^{ひがしやま} 東山中学校	無級地	準級地 → 無級地

2 学校の統廃合によるもの

新規指定の学校 (1校)

校種	学 校 名	新級地	備 考
小 学 校	国東市立 ^{くにみ} 国見小学校	1級地	国東市立 ^{たけたづ} 竹田津小学校 (無級地)、国東市立 ^{いみ} 伊美小学校 (無級地)、国東市立 ^{くまげ} 熊毛小学校 (無級地) の3校を統合し、R4.4.1付けで左記の学校を新設

注1 改正後の級別区分は、へき地教育振興法施行規則 (昭和34年文部省令第21号) で定める基準に基づいて算定した結果である。

注2 「準級地」とは、職員のへき地手当等の支給に関する規則 (平成19年大分県教育委員会規則第11号) 第3条第6号に規定する「へき地学校に準ずる学校」をいう。

注3 「特別地域」とは、職員のへき地手当等の支給に関する規則第4条に規定する「特別の地域に所在する学校」をいう。